

地域し尿処理施設の下水道使用料を改定した場合の収入見込み

【現 行】

【改定案】

■ 現行の下水道使用料について

汚水処理施設の名称	使用料月額	
	基本使用料	超過使用料
東八幡浄化センター	1世帯当たり 3,500円	—
西八幡団地浄化センター	1世帯当たり 4,700円	—
諸桑団地浄化センター	1世帯(2人まで)当たり 4,300円	満15歳以上で1人500円、2人以上1,000円まで

【消費税及び地方消費税含む】

■ 下水道使用料改定案

	基本使用料	改定案		超過使用料
		0 m ³ 超 ~ 10 m ³ まで	10 m ³ 超 ~ 100 m ³ まで	
改定案①	1,000円	50円	150円	180円
改定案②	1,000円	50円	150円	180円
		100 m ³ 超 ~ 200 m ³ まで	210円	
改定案③	1,000円	50円	150円	180円
		100 m ³ 超 ~ 500 m ³ まで	210円	
		500 m ³ 超 ~	240円	

【消費税及び地方消費税抜き】

■ 現行における下水道使用料収入見込みについて

汚水処理施設の名称	令和5年4-5月 下水道使用料収入積算値	令和5年度中 下水道使用料収入見込み
東八幡浄化センター	924,000円	5,544,000円
西八幡団地浄化センター	893,000円	5,358,000円
諸桑団地浄化センター	691,200円	4,147,200円
合 計	2,508,200円	15,049,200円

【消費税及び地方消費税含む】

■ 改定案に基づく下水道使用料収入見込みについて

改定案	汚水処理施設の名称	令和5年4-5月 上水道使用水量に 基づく下水道使用料 収入積算値	令和5年度中 下水道使用料収入 見込み
改定案①	東八幡浄化センター	768,300円	4,609,800円
	西八幡団地浄化センター	570,050円	3,420,300円
	諸桑団地浄化センター	478,250円	2,869,500円
	合 計	1,816,600円	10,899,600円
改定案②	東八幡浄化センター	768,300円	4,609,800円
	西八幡団地浄化センター	570,050円	3,420,300円
	諸桑団地浄化センター	478,250円	2,869,500円
	合 計	1,816,600円	10,899,600円
改定案③	東八幡浄化センター	768,930円	4,613,580円
	西八幡団地浄化センター	570,050円	3,420,300円
	諸桑団地浄化センター	478,250円	2,869,500円
	合 計	1,817,230円	10,903,380円

【消費税及び地方消費税抜き】